

二酸化炭素を含んだガスの輸出承認について

輸出注意事項 2026 第1号 (令和8年1月13日)

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の35の5の項の中欄に掲げる貨物の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）によるほか、令和8年1月19日から下記により行います。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

輸出貿易管理令別表第2の35の5の項の中欄に掲げるもの（千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書附属書一4・1に規定する処分を行うために輸出される同附属書一1・7に規定する二酸化炭素を含んだガス）とする。

3 申請者の資格

「二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証の交付要領」（令和8年1月13日付け20260107 資序第4号）に定めるところにより、二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証（以下「確認証」という。）の交付を受けた者。

4 輸出承認の申請

（1）輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書2通を経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課に提出するものとする。

（2）輸出承認申請の際の添付書類

- ① 二酸化炭素を含んだガスの輸出承認申請理由書（別紙様式） 1通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通
- ③ 確認証の写し 1通
- ④ その他、経済産業大臣が必要と認める場合は、当該書類

5 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記4に従って行われたものであることを確認の上、次の要件に該当する場合に限り、行うものとする。

輸入国との間で次のイ及びロの内容を含む協定を締結し、又は取決めを行っており、これらの内容に即した輸出内容であること。

- イ 1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書（以下「ロンドン議定書」という。）その他の適用可能な国際法に適合した輸出国と輸入国との間の許可を与える責任の確認及び配分。
- ロ ロンドン議定書の非締約国に輸出する場合には、同議定書と同等の規定（同議定書附属書二の規定に適合する許可の付与及び許可の条件に関する規定を含む。）であって、海洋環境を保護し、及び保全するための同議定書上の締約国の義務に違反しないことを確保するためのもの。

6 その他

ロンドン議定書の締約国は、「輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）を確認のこと。

(別紙様式)

二酸化炭素を含んだガスの輸出承認申請理由書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

1. 二酸化炭素を含んだガスの輸出確認証の文書番号
2. 仕向地
3. 輸入国と我が国との協定又は取決めの名称及び発効日
4. 輸入者（買主・荷受人）の概要（名称、住所等）
5. 需要者（輸入者と異なる場合）の概要（名称、住所等）
6. 輸出貨物の概要（数量、排出源及び産業分野、分離・回収方法、海底下の地層への処分地）
7. 輸出スケジュール（期間、回数、輸出数量）
8. 輸出を行う理由
9. その他